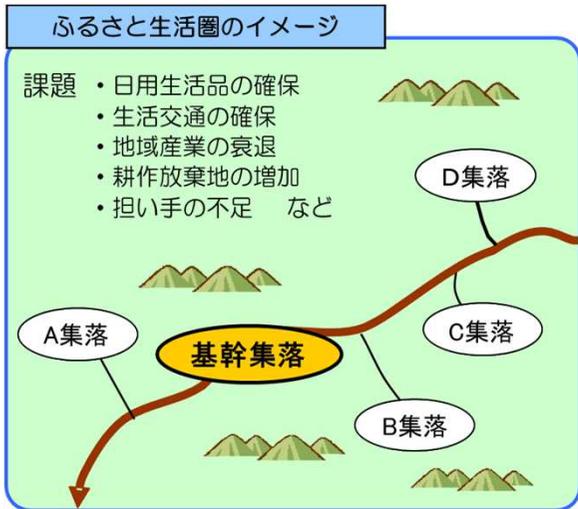


過疎集落再生・活性化支援総合対策

住民生活の一体性が確保できる「ふるさと生活圏（集落ネットワーク圏）」を形成し、地域住民が主体となって、くらしや産業、担い手等の地域が直面している様々な課題について話し合い、解決するために行う取組を総合的に支援し、過疎集落等の維持・活性化を図る。



取組内容（例）

- 生活必需品・生活交通の確保
 - ・ 食品や燃料の確保（店舗経営、移動販売等）
 - ・ 買い物支援バスの運行
- 集落の保全
 - ・ 鳥獣害対策
 - ・ 耕作放棄地対策
- 地域の拠点づくり（ハード）
 - ・ 遊休施設活用のための整備
 - ・ 地域交流施設の整備
- 地域産業の振興
 - ・ 地場農産物の加工・販売
 - ・ 地域の特産品づくり
 - ・ 地域雇用制度の確立
- 安全・安心なまちづくり
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ 見守りサービスの実施
 - ・ 配食サービスの実施
- スタートアップ支援
 - ・ 外部専門家の活用
 - ・ 先進地の視察
 - ・ 事業実施にあたる事前調査
- 移住・交流の推進
 - ・ 交流・体験イベントの開催
 - ・ 空き家情報の収集・発信
 - ・ 地域の魅力情報発信
 - ・ 移住体験住宅の改修
- 地域のつながりづくり
 - ・ カフェや交流サロンの実施
 - ・ 地域イベントの復活
 - ・ 伝統文化の継承
 - ・ 地域の名所づくり

県事業概要

- 事業主体 住民団体（寄合会）、NPO、市町村等
- 対象地域 県内のふるさと生活圏（条件不利地域に限る）

<ハード事業（過疎集落再生・活性化支援型）>

- 対象事業 活動拠点の整備（遊休施設の改修等）
- 補助限度額 1生活圏当たり500万円
- 補助率 民間・市町村：1/2以内

<ソフト事業（過疎集落再生・活性化支援型）>

- 対象事業 ふるさと生活圏の再生・活性化に資する事業
- 補助限度額 1生活圏当たり500万円
- 補助率 民間団体：定額
市町村：1/2以内

<ソフト事業（スタートアップ支援型）>

- 対象事業 事業実施にあたっての計画策定に資する事業
- 補助限度額 1生活圏当たり100万円
- 補助率 民間団体：定額
市町村：1/2以内

※過疎集落再生・活性化支援型については、ハード事業とソフト事業を合算し、補助限度額500万円